

公益社団法人四街道市シルバー人材センター

理事及び監事の報酬等及び費用に関する規程

公益社団法人四街道市シルバー人材センター

理事及び監事の報酬等及び費用に関する規程

（目的と意義）

第1条 この規程は、公益社団法人四街道市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の定款第27条の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

（定義等）

第2条 この規程において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 役員とは、理事及び監事をいう。
- （2） 常勤役員とは、総会で選任された理事のうち、センターを主たる勤務場所とし、週4日以上センターの業務に従事する者をいう。
- （3） 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- （4） 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- （5） 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第3条 センターは、役員に対して報酬を支給することができる。ただし、事務局長を兼務する常勤役員に対しては、センター職員給与規程に基づき支給することとし、役員報酬は支給しない。

2 役員には、役員賞与及び退職手当は支給しない。

（報酬等の額の決定）

第4条 役員の報酬は、別表1に定める金額で、予算の範囲内とする。

（報酬等の支給日）

第5条 役員の報酬は、毎月15日に支給するものとする。ただし、支給日が土曜日・日曜日及び祝日にあたる場合は、土曜日・日曜日及び祝日を除いたその翌日とする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人からの申し出により積立金等を控除して支給する。

(費用)

第7条 センターは、役員が職務の遂行にあたって負担した費用については、これの請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 費用の額は、別表2により予算の範囲内において支給する。

(公表)

第8条 センターは、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により定める。

附 則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この規程(第2条第1項第2号、第4条第1項)は、平成29年度定時総会終結の時より施行する。

別表1

役員報酬

役 職	職 務	金 額
会 長・副会長	職務及び理事会等の出席	1業務につき 3,000円
理 事	理 事 会 等 の 出 席	1業務につき 2,000円
監 事	監査及び理事会等の出席	1業務につき 2,000円
	監 査 業 務 の う ち 会 計 (決 算) 監 査	1回 5,000円

別表2

費 用

役員がその職務の遂行のため要する交通費	センター旅費規程に定める金額
その他の費用	実費